

閲覧用

令和元年第4回臨時会（10月9日開会・閉会）

飯綱町議会 会議録

令和元年第4回飯綱町議会臨時会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (10月9日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○町長あいさつ	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告、質疑	7
○請願第7号の取下げの件	10
○議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○町長あいさつ	26
○閉議及び閉会の宣告	27
○会議録署名	28

飯綱町告示第105号

令和元年第4回飯綱町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 元年10月 4日

飯綱町長 峯 村 勝 盛

1 期 日 令和 元年10月 9日

2 場 所 飯綱町役場 議場

- 3 付議案件
- (1) 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
 - (2) 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
 - (3) 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について
 - (4) 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	清 水 均	2番	風 間 行 男
3番	中 島 和 子	4番	目 須 田 修
5番	瀧 野 良 枝	6番	原 田 幸 長
7番	石 川 信 雄	8番	荒 川 詔 夫
9番	伊 藤 まゆみ	10番	青 山 弘
11番	樋 口 功	12番	渡 邊 千賀雄
13番	原 田 重 美	14番	大 川 憲 明
15番	清 水 満		

不応招議員（なし）

令和元年第4回飯綱町議会臨時会

(第 1 号)

令和元年第4回飯綱町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和元年10月9日（水曜日）午前10時開会

開 会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

報告第17号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

日程第 4 「請願第7号 リゾートライン沿線での太陽光発電計画却下に関する請願書」の取
下げの件

日程第 5 議案第70号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例

日程第 6 議案第71号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について

日程第 7 議案第72号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番 清 水 均

2番 風 間 行 男

3番 中 島 和 子

4番 目 須 田 修

5番 瀧 野 良 枝

6番 原 田 幸 長

7番 石 川 信 雄

8番 荒 川 詔 夫

9番 伊 藤 まゆみ

10番 青 山 弘

11番 樋口 功

12番 渡邊 千賀雄

13番 原田 重美

14番 大川 憲明

15番 清水 満

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 峯村 勝盛 副町長 合津 俊雄

教 育 長 馬島 敦子 総務課長 原 章胤

税務会計課長 永野 光昭 住民環境課長 梨本 克裕

産業観光課長 土屋 龍彦 建設水道課長 土倉 正和

教 育 次 長 桜井 俊次

事務局職員出席者

事 務 局 長 笠井 順一

事 務 局 書 記 荒井 智雄

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清水満） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和元年第4回飯綱町議会臨時会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（清水満） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和元年第4回飯綱町議会臨時会の開会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、たびたびの臨時会の招集に対しまして、お忙しい中ご参集いただき厚く御礼申し上げます。

心配しました台風18号も全く被害なく通過し、安堵しているところでありますが、今週末の19号も何とか被害なく通り過ぎてほしいと願っております。

今は正に収穫の秋本番という時期であります。米の出来もまずまず、りんごも相場が比較的高値で推移しており、良い年になってほしいと期待しております。

ふるさと納税につきましても、今年は4月から意欲的に取り組んでおりますが、その成果と思いますが、9月末で7,300万円に達し、この状況でいきますと1億円を突破することは間違いないと予測しております。主力のりんごの確保を徹底し、もっと大きな数字を目指していきたいと考えております。

さて、今議会にご提案いたします案件は、交通事故に伴う損害賠償の額の決定に関する報告、保育事業の運営に関する条例の改正、むれ温泉天狗の館、飯綱東高原観光施設等の指定管理者

の指定に関するもの、予算関係で令和元年度一般会計補正予算（第3号）の計4件であります。

各案件につきましては、ご提案の際に詳しくご説明いたしますが、十分にご審議をいただき原案どおりのご決定を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶といたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水満） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、11番 樋口功議員、12番 渡邊千賀雄議員、13番 原田重美議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（清水満） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長の報告を求めます。原田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 原田重美 登壇・報告〕

○議会運営委員長（原田重美） 13番、原田重美でございます。

本日招集されました令和元年第4回飯綱町議会臨時会の会期及び日程につきまして、説明申し上げます。

本日、午前9時より議会運営委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日1日限りといたします。

日程案につきましては、会期決定後、議案の提案説明、質疑、討論、採決を行う日程にいたします。

以上申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（清水満） お諮りいたします。

本臨時会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（清水満） 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告第 17 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告については、地方自治法第 180 条第 1 項及び第 2 項、町長の専決処分事項に関する条例第 1 号の規定による専決処分の報告案件であります。

説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（報告第 17 号）

○総務課長（原章胤） 報告第 17 号につきまして、ご説明申し上げます。報告書並びに議案の提案説明書 1 ページ上段からご覧ください。

この報告につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項及び第 2 項の議会の委任による専決処分及び町長の専決処分事項に関する条例第 1 号に該当するものでございます。

車両接触事故に起因する損害賠償の額の決定と町道の瑕疵に起因する損害賠償の額の決定でございませう。

専決第 10 号の事故の概要でございますが、事故発生年月日は令和元年 8 月 9 日で学校通学路点検の業務中の事故になります。場所は県道野村上牟礼停車場線、飯綱町大字柳里 299 番地 1 付近、中宿区の倉庫付近になります。相手方は（ 2 8 文 字 削 除 ）

でございます。事故の概要でございますが、通学路危険個所の点検が終了いたしまして駐車場から県道に出る際、公用車をバックさせたときに後方で止まっていた相手車の前面部に接触したものでございます。損害賠償の額は 92,753 円でございます。専決処分日は令和元年 9 月 25 日でございます。

また、専決第 11 号の事故の概要でございますが、事故発生日は令和元年 7 月 28 日で、場所は町道 K2-15 号線、飯綱町大字古町 1435 番地 5 付近、国道から飯綱東高原に向かいますスノーシェイドを抜けた先になります。相手方は（ 2 7 文 字 削 除 ）

になります。事故の概要ですが、道路上に空いていました穴、縦 90 センチメートル、横 60 センチメートル、深さは深いところで約 10 センチメートルに相手車両の右前輪がはまりまして、タイヤを損傷したものでございます。損害賠償の額は 30,618 円でございます。責任割合につきましては、町が 70 パーセント、相手が 30 パーセントということでございます。専決処分日は令和元年 9 月 25 日でございます。よろしく願いいたします。

○議長（清水満） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。風間議員。

○2 番（風間行男） 2 番、風間行男です。専決処分の 17 号ですが、最近、大変事故が多いと私は思うわけですが、事故運転者に対する安全教育はどのようにされているかお伺いいたします。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 安全教育でございますが、飯綱町の事故防止等に関する要綱がございまして、処分につきましてはその基準によってしていくということで口頭注意になります。

飲酒運転やスピード違反など、法を犯した事例が多数あった場合につきましては、特に懲戒処分等の指針にございますけれども、町民の関心が大きい事案、また社会に及ぼす著しい事案、こういうものにつきましては、職員は町民の模範とならなければいけないことから交通安全教育を行ってきたところでございます。

今回につきましては、主管課から指導を行っているという状況でございます。

○議長（清水満） 風間議員。

○2 番（風間行男） 風間ですが、そういう指導をされているということですが、これは法を犯していないということはありませんか。後方安全不確認というものでありますので、その辺も徹底した教育をお願いしたいと思いますのですがどうでしょうか。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 職員教育につきましては、交通安全全般にわたって必要であると思っております。

その前に、やはり個人としての研鑽を積んでいくということも必要であろうと思っております。その上で、全体の研修というのも考えていかなければいけないと思っております。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊千賀雄です。専決処分については、たびたび報告されております。内容については、致し方ないものもありますので、その都度報告されていると思っておりますが、内容は交通事故によるものと町道の瑕疵によるものが報告されています。それぞれ賠償額が報告されておりますが、年間にどのくらいの額になるかをつかんでいれば報告願います。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） ご質問の年間どのくらいの賠償額になるかということでございますが、今現在は手元に資料がございませんので、まとも次第ご報告申し上げたいと思っております。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 専決第11号についてお伺いします。現場の穴の件ですが、地元の町民からの情報が事故前にあったかどうか。

2つ目、職員の普段の調査の中でこの穴は発見できていたのかどうか回答を求めます。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） まず1点目でございますが、住民からの通報はあったかということでございますが、場所的に集落と集落を結ぶ幹線道路でございますので、住民からの通報はございませんでした。事故があつてからの処理ということでございます。

2点目でございますが、職員のパトロール等の監視はどうかということでございますが、道

路パトロールをやってはおりますが、ちょうど漏れてしまったということでございまして、道路パトロールは行ってございます。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願第7号の取下げ

○議長（清水満） 日程第4、「請願第7号 リゾートライン沿線での太陽光発電計画却下に関する請願書」の取下げの件を議題とします。

請願第7号は、お手元に配付のとおり、請願者から令和元年10月3日付けをもって請願書の取上申出書が提出されました。

お諮りします。

ただいま議題となっております「請願第7号 リゾートライン沿線での太陽光発電計画却下に関する請願書」の取下げの件は、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、「請願第7号 リゾートライン沿線での太陽光発電計画却下に関する請願書」の取下げの件は、これを許可することに決定しました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水満） 日程第5、議案第70号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇・説明〕（議案第70号）

○教育次長（桜井俊次） 議案第 70 号をお願いします。議案書及び議案の提案説明書 1 ページ下段から 2 ページ上段、それと条例改正の新旧対照表をお願いします。説明につきましては、議案の提案説明書で行います。

今回は 2 つの条例の一部改正を行うものでございます。改正理由でございますけれども、幼児教育・保育の無償化に伴う法令の改正の中で、内閣府令の誤りがあり、その改正と語句の整備を行うものでございます。

主な改正内容でございますけれども、第 1 条として、まず 1 つ目の条例改正ですが、飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の誤りによる改正でございます。

第 2 条として、2 つ目の条例改正ですが、飯綱町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正で、国の子ども・子育て支援法の改正に伴いまして、「支給認定」という語句を「教育・保育給付認定」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用するものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（清水満） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。風間議員。

○2 番（風間行男） 2 番、風間行男です。これは、国のミスということでありますので、掛った費用の負担というのはあるのかないのか。非常に町としては大変迷惑していると思うので、その辺をお伺いします。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） 掛った費用の国の負担ということでございますが、特に国からは費用負担と言いますか、補助金等々はございません。

条例改正でございますけれども、改正の内容は内閣府令が間違っただということで、官報搭載

も国ではされておりますけれども、費用負担は国からはございません。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 8番、荒川です。ただいまの改正理由はよく分かりました。内閣府令の誤りは、町へはいつお知らせがあったかお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。9月6日付けで県から誤り箇所のお報掲載がされたということで通知がまいりまして、その時には官報の写しも付けてきてございます。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第70号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水満） 日程第6、議案第71号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第71号）

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは、議案第71号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定について、提案理由をご説明させていただきます。議案書及び議案の提案説明書2ページをご覧ください。

地方自治法第244条の2第6項、飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものです。

対象施設につきましては、むれ温泉天狗の館、飯綱東高原観光施設、飯綱町いこいの森・山村広場、飯綱東高原保健休養地及び関連観光施設管理棟でございます。

続きまして、指定管理者の概要でございます。法人の名称はファースト・パシフィック・キャピタル有限会社、法人の所在は東京都目黒区中根一丁目7番20-203号、法人の代表者は日野洋一氏でございます。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間でございます。

指定管理料につきましては、今後、管理運営協定書で定めてまいります。年間1,080万円の管理料で指定管理をするという提案を受けております。

続きまして、資料にはございませんが、公募経過、選定経過等について説明をさせていただきます。

まず、公募経過について説明いたします。公募経過につきましては、町のホームページにおいて公募の案内を行い、令和元年8月27日から同年9月30日までの間、公募を行いました。その間、9月13日に開催した現地説明会には3団体の参加があり、その3団体から指定管理の応募がございました。

続いて、選定経過について説明いたします。選定につきましては、条例において規定する飯綱町公の施設指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を選定いたしました。審査

会は副町長及び課長の計9人で組織し、副町長が会長になっております。なお、今回の審査会では、委員会とは別に参考人として税理士の出席を求め、応募団体の財務状況について意見を聴きました。

審査につきましては、10月3日に応募のあった3団体からのプレゼンを受けた後、飯綱町指定管理者選定評価基準に照らして委員から質疑応答を行い、慎重に審査を行ったものであります。結果、ファースト・パシフィック・キャピタル有限会社が、総得点900点中、667点を獲得し最高得点になったため、指定管理者の候補者として決定いたしました。

選定評価基準でございますが、平等利用の確保、管理の安全性、施設の有効活用及び経費縮減という3つの大分類で評価をしました。観光施設でございますので、1つとして、利用者が増える魅力的サービスの提案はあるのか。2つ目として、地域一帯の賑わいの創出はあるのか。3つ目として、地域・地元との連携、地元雇用、地元事業者の活用等はあるのかという点を評価の上で特に重視をいたしました。

審査会の評価の主なものでございますが、候補者からのスキー場、ゴルフ場に加え、天狗の館、キャンプ場などの指定管理施設を一元的に運営し、飯綱東高原のブランドの統一化を図ることで、魅力の最大化と地域の活性化を目指すという提案が特に評価をされました。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水満） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 8番、荒川です。土屋産業観光課長にお聞きしますが、指定管理期間は10年ということで定められておりまして、これは特に私は問題ないと思いますが、ただし書き以降のところ、5年終了前に継続意向の確認、あるいは協定内容の協議を行うということの必要性について、もう少し詳しく説明いただくと同時に、この考え方は町側の考え方であるか、あるいは指定管理者にこれからなり得る者の考え方であるか、そこら辺を含めてお聞かせいただけますか。

例えば、5年終了前に継続意向の確認ということは、10年ですから11年以降のことを指しているのか、そこら辺も含めてもう少し詳細にご説明いただけますか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。5年終了前に継続意向の確認をして協定内容の協議等を行うということですが、これにつきましては指定管理期間が10年ということで、サービス業でございますので、期間が長くなると指定管理者にとってもリスクがあるということで5年終了前に継続意向の確認をするということでございます。

ただし、今回提案いただいた内容でも、候補者からは指定管理期間を10年にすることで投資効果等が十分に得られるといった提案もいただいておりますので、5年終了前に継続意向の確認はいたしますが、10年間管理いただくことは間違いのないことではないかと考えております。

また、これはあくまでも指定管理期間は10年でございますので、11年目ということではなく、あくまでも最大で指定管理期間は10年ということでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 荒川議員のご心配な点について、ただし書きについては特に私から申し入れをして付け加えた経過がございますのでお話ししたいと思います。10年という長い期間、一度ここで契約してしまったら、少しまずい経営をしている、料金を好き勝手に決めているということではなくて、住民の福祉的な要素がある施設について、住民から非常に不満が出ているという事態になった場合に10年我慢しているしかないというのは困る。したがって、5年、3年、そういう意味では毎年チェックをしていこうということで、受けた方には失礼ですが、厳しい場合は途中で契約を打ち切るくらいのただし書きを入れたほうが良いのではないかとこのニュアンスで、私たち町の事情が主体的でただし書き以降は付け加えさせていただいたとご理解いただきたいと思います。

○議長（清水満） 原田議員。

○13番（原田重美） 13番、原田です。先ほどの土屋課長からの説明の中で、900点中667点で最高の得点をFPCが取ったということですが、この3社の名前を聞かせてもらうことはできますか。

それと、FPCの一番の優位性というのはどこにあったのか。いろいろと評価で特に重視したものはあったという話はありませんでしたが、その中でどういう差があったのか。FPCのどういう優位性があったのか。というのは、オーガニックも今まで何年もやってきてノウハウの持っていて、それなりに頑張ってきてくれて、いろいろ問題も全然無かったわけではないでしょうが、そういう中でどんな形でFPCが最高に勝ったのか。そのような評価を得たのか。具体的に話を聞かせてください。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、応募のあった3社の名前ですが、この場では控えさせていただきたいわけですが、また正式に公開の請求がございましたら、その3団体の名前につきまして回答させていただきたいと考えております。

続いて、候補者となった一番の優位性という質問でございますが、候補者からの主な提案の内容について若干説明させていただきますと、まず、先ほども少し説明いたしましたが、東高原一帯の施設を一元的に運営し、地域と連携することで魅力的で斬新的なサービスを展開するということです。特に、グランピング施設につきましては、日本一のグランピング施設を目指すというような提案がございまして、資本力、投資する力、そういったものが非常に優位であると判断いたしました。

また、従業員の継続雇用と地元雇用の促進を図るという点と、3つ目としては、四季を感じ、文化的な視点を取り入れながら利用者の健康や保養の向上に努めていきたいといった提案がございまして、現実にはこの候補者は日帰り温泉施設や飲食店も経営しておりますので、ノウハウや実績等がございまして、そういったものをいかして指定管理施設を有効に活用してもらえないのではないかといった点で非常に評価が高いものでございました。以上でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 2つお伺いします。2番の指定管理者の部分、現在、指定管理者になっているオーガニックと来年度以降の指定管理の申込みについて、事前にオーガニックと話し合いがあったかどうか。打診をされたかどうか。この応募を受ける前にオーガニックに今後、継続の意思があるかどうかという打診をされたかどうか。

3番、指定の期間の部分ですが、荒川議員の質問に追加しまして、5年経った、つまり半分経った時点で、双方で協議をしようというようなニュアンスで町長が申し入れられたというのですが、万が一に決裂した場合、その条件をお互いにのめないものが出てしまった場合に、通常の契約のように募集を掛けて新しくするというを予定されるのかどうか。その場合に、その5年終了前というのは6カ月以上前を意味しているのかどうか、心構えをお聞かせください。

もう1つ、スキー場を管理する企業を探している時点で、私が町長に質問したときに、スキー場とゴルフ場の関係もあるので、同じ会社、例えばオーガニックさんが申し入れしたら受けられるのかという話をしたときに、町長の答えは会計上、経営上の問題があって切り離したので、同じところでやるということは考えられないということだったわけですが、今回、同じところになってしまったので、町長の考えがどこかで変わったのか、大きく変化した理由をお聞かせください。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、現在の指定管理者のオーガニックリゾートに対して事前に町が継続の意思があるのかどうか打診したかということでございますが、町が直接オーガニックに対してそのような打診をしたことはございません。

2つ目として、5年が終了する前に協議して決裂した場合に新たに公募するのかということですが、そのようなことは無いと思っておりますけれども、どうしても決裂して指定管理ができない場合は、新たに公募して新たな指定管理者を決めていくこととなりますので、5年終

了前に行く協議というのは、公募の期間、選定の期間を含めた時期に行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私にお尋ねの件でございますけれども、いわゆるスキー場が一番問題で別の経営をしたほうが良いのではないかというのは、町が主体となって東高原を運営していく場合に、今後のスキー場に対する維持管理費、設備投資、リニューアル、これを考えた場合、そのスキー場と例えば温泉、ゴルフ場の経営を一緒にしていけば、スキー場の関係費用が温泉やゴルフ場の利益を全部消費してしまう。したがって、経営は別にしたほうが町にとっては良いのではないかというのが、私たちのときの考え方であり、ある意味では議会も含めたときの方針でした。

しかし、今回、スキー場とゴルフ場をFPCさんで、単独でそれ自体も利益が出るような経営計画を打ち出して、昨年度から実施してもらっているわけでございます。こういう状況で、いわゆる財政力が違った形で、スキー場単体でもやっているとという経営方針を持っていたところが、今度は新たな別の施設を加えてやっていくということについては、これはいろいろな連携がこれからできていくのではないかと。スキーとゴルフと温泉の通年券を発行していくようなことも可能になっていくことではないかという意味では、一元的な管理というのは、経営者が代わったことによって、それは理解をしていけると考えています。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間ですが、この飯綱東高原の観光にアジサイ1万本の計画は非常に大事だと思いますが、今回載ってないわけですが、今回の指定管理からは外れているのか、それとも入っているのか。入っていないとすれば、再度契約をするのかお伺いします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。アジサイ公園管理の業務につきましても、今

回からは指定管理業務に加えてございますので、今までのように指定管理者に別途で管理委託契約を結ぶのではなくて、全てこの指定管理業務の中にアジサイ公園管理業務も含まれているところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 風間議員。

○2番（風間行男） ということは、今度は全面委託ですか。それとも、まだボランティアを活用した運営になるのでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。アジサイ公園の管理につきましては、指定管理者に行っていただきたいことと、やはりアジサイのプロジェクトというのは、住民の皆さんで新しい観光地を作り上げていくという趣旨で、住民参加を促しているところもございまして、あくまでも通常の経常的な管理につきましては指定管理者が行いますが、植栽とか花摘みなどについては、これからも住民の皆さんにご協力をいただきながら、住民の皆さんで観光地を変えていくという趣旨のものについては、これからも継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 石川議員。

○7番（石川信雄） 7番、石川です。議案第71号の1に関する部分ですが、これまでは別荘地管理も業務委託されていたと思いますが、今回、新しい事業者さんには委託されないのか。

もう1つは、東高原エリア研究会がございましたけれども、その報告書の答申が今度の事業者さんの事業運営に当たって反映されていくのか。その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。別荘管理の業務でございますが、これにつきましても指定管理業務に含まれておりますので、今までは別途委託契約を結んでおりましたが、今回からは指定管理業務でございますので、管理運営協定書の中に別荘管理業務も含めて任せ

ていきたいと考えております。

あと、エリア研究会から町にいただいた報告書を、これからの指定管理者がいかしていくかということにつきましては、今回の候補者は、今ある町のいろいろな観光コンテンツを住民の皆さんと一緒に作り上げながらお客様を呼んでいこうというのは、エリア研究会の考え方と非常に似ていますので、エリア研究会の報告書を今度の候補者の方にお渡しするのはもちろんでございますが、エリア研究会の皆さんの考え方もきっとこれからの指定管理業務にいかしていただけるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野良枝です。指定管理をする施設の中で、特に天狗の館に関しては、先ほど町長からもありましたように住民の福祉的な意味合いもあるということですから、利用者目線に立ったサービスの面が重視する点ではないかと思いますが、これまでの指定管理の事業者と代わるということで、これまでどおりのサービスの質が確保されるかという点と、それ以上に向上するという点に関して具体的な提案はございましたでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。天狗の館というのは、町民にとっても大切な保養施設でございますので、福利厚生的な機能も持っているということで、今回の提案書を見ましても、例えば、今まで町が委託をしておりました高齢者の健康いきいき教室事業や月1回行っていた天狗デーとか、そういった今まで町民に非常に好評だった事業については、これからも継続してまいりたいという提案をいただいているところでございます。

また、新たなものとしては、これは提案内容でございますが、季節ごとにお風呂や食メニューを変えていきたいとか、茶道や演劇など文化的な視点も加えていきたいとか、健康や保養の面では、美肌体験やカラオケ大会など、そういった町民の方たちが本当に喜んでいただけるような事業、良い事業は継続し、更に新しい魅力を付け加えていきたいという提案をいただいているところでございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○13番（原田重美） 原田です。先ほどの説明の中で少し分からなかったところがあるわけですが、FPCはスキー場、ゴルフ場を町に代わって絶対10年間はきちんとやっていくという形の流れができて、資金力もあるということで決まればそれなりの魅力があると考えますけれども、具体的な戦略、若干、今話が合ったけれども、日本一のグランピングを目指すという話がありましたが、私は横文字があまり強くなって、グランピングとは具体的に何を言うのか。今のどのようなサービス、事業計画をやるのか。そういうところまで今回のヒアリング等ではあるのか。契約段階では事業計画をきちんと立てるといえるのはありますが、そういうような戦略はどのような展開になるのか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。グランピングでございますが、具体的には今までのキャンプをもっと豪華に快適に過ごせるもので、今は非常にグランピングの人气が高まっている状況でございます。

これは、あくまでも指定管理というよりは指定管理者の自主事業でございますので、提案の中で聞いた話では、そういったグランピングを候補者が自主事業として設置していきたいということと、もう1つは、審査会のときのプレゼンの中であった話としては、飯綱高原ゴルフコースのクラブハウスに温泉設備を加えられるような投資を研究しているという話を聞いているところでございます。

今、飯綱東高原の施設でも唯一利用者の上昇を続けているのはキャンプ場施設でございます。今、キャンプ、そしてグランピングというのは、これからの観光にとって有効であるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○議長（清水満） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 8番、荒川です。最後にお聞きしますが、非常に今般のスキー場、ゴルフ場、そして今度は指定管理でそれぞれ指定しながら、飯綱東高原一帯を大いに盛り上げていき

たいということはよく分かるので、それを踏まえて、今後町として、これからの施設を指定管理者制度で維持存続していくか、そこら辺の考え方をお聞かせいただけますか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） スキー場とゴルフ場は売却ということで所有権まで移っているわけですが、その他の天狗の館、キャンプ場、マレットゴルフ場については、正直言って、国や県等の助成事業、有利な起債事業等々を導入している点、また何より住民に大きな福祉の提供ができる場という位置づけはしっかり持っていなければいけないと感じております。したがって、指定管理という方法で町が主体としてそこは維持をしていきたいと考えております。

ただ、農業に補助金を出してきた、農業に投資をしてきたほど、観光事業に投資をするという力は飯綱町にはございません。毎年、1億や5,000万を東高原につぎ込んでいくというのは無理な相談で、少なくとも私が町政を預かっている時代は、それは勘弁してほしいとお答えするしかないと思っていますが、そういう中で何とか観光事業というのはリニューアルをしなければならぬということになれば、民間の力をどうやって利用させていただくか、こういう方向で模索していきたいと思っています。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 4番、目須田です。指定管理者との契約の中に先ほどの別荘管理というのは項目として入っているのかどうか。

2つ目、非常に細かいことですが、5年終了のときに協議という項目で、キャンプの件でグランピングというお話をされましたけれども、芝広場、あそこにデイキャンプでテントを張りたいというような要望があった場合に検討される、あるいは心構えはあるのかどうか、この時点でお伺いします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。1つ目として、これから締結する協定書の中

に別荘管理業務のことについて含めていくかということでございますが、これまで議会からも別荘管理のことについていろいろとご意見等いただいておりますので、別荘がきちんと管理できるようにしっかりと協定の中に盛り込んでまいりたいと考えています。

2つ目でございますが、芝広場でデイキャンプができるようにしたらどうかということでございますが、芝広場は非常に公共的な場所でございますので、デイキャンプをすることは今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 9番、伊藤です。事前に全員協議会の中で協定書の内容等をご説明いただいたときに、ゴルフ場の中にある井戸の関係で、そのときは別々に管理をしていたというか、天狗の館とゴルフ場と両方で使っているという関係上、無償ということで今回は公募を掛けるというご説明でありました。

今回、同じ会社が管理運営をしていくというような形態になったわけですが、今までは井戸の関係は100万円のご負担をいただいていたという関係もあったわけですが、今後どのように考えておられるかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。私もその点については、貴重な財産でございますが担当課とも相談しましたが、おっしゃるとおり、今の温泉は年間100万円で使い放題ということでやってきました。

そして、ゴルフ場も売却するときに井戸の使用については無償にするという条件の中で売却をしてきました。したがって、細かな関係についてはこれから詰めさせていただきたいと思いますが、あそこの維持管理について、どのようにしていくかはこれから協議をして決めていかなければならないと思っておりますが、お金を幾らかは頂戴したいというのは、公募してきた関係上で言えば話が違くと相手から言われるような中身の状況になっております。

したがって、ここでお金をお願いしていくのは、私は少し無理と判断しております。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 71 号 飯綱町公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 72 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水満） 日程第 7、議案第 72 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 72 号）

○総務課長（原章胤） それでは、議案第 72 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 2 ページ下段をご覧くださいと思います。

補正の概要でございますが、債務負担行為の追加につきましては議案第 71 号に関連するもの

でございます。飯綱東高原観光施設につきまして、向こう 10 年間の指定管理料を支出するための補正になります。限度額につきましては、1 億 800 万円でございます。

また、歳出において、4 款 衛生費の環境対策費ですが、住宅用太陽光発電に対します補助金について、140 万円の補正をお願いするものでございます。財源につきましては、予備費を充てることから補正前と補正後の予算額は変わりございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（清水満） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。石川議員。

○7 番（石川信雄） 7 番、石川です。この補正の主な内容は、東高原観光施設の指定管理料の債務負担行為ということですが、先ほどの町長の答弁にも、なかなか観光事業には町として投資する余裕はないという答弁がありましたけれども、これまでも固定資産税ですとか入湯税に相当する分をそちらの開発に充てていきたいということも聞いておりますが、この債務負担行為にするに決定したというか、町長のお気持ちはどのような考えでされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 趣旨が少し分からないですが、債務負担行為を起こさせていただいたのは今回指定管理でファースト・パシフィック・キャピタルと契約をします。そのときに、目須田議員からもありましたが、別荘管理等々も含めて 1,080 万円の委託金をお支払いするという町からの契約金でこれから運営をしてほしいということで、それに対する向こう 10 年分の債務負担行為を起こさないで契約できないわけです。そのための債務負担行為だと承知していただければ結構だと思います。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 72 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

◎町長あいさつ

○議長（清水満） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了しました。

峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 第 4 回臨時議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいまは、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおりのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。

飯綱町観光施設等の指定管理におきましては、今日まで 10 年にわたり管理を受けていただいたオーガニックリゾート株式会社には感謝を申し上げたいと思っております。

今回、ファースト・パシフィック・キャピタル有限会社に指定することになりましたが、町の財政は今後厳しくなる中、民間の知識や財政力をいかした新たな観光振興、施設運営に大きく期待するものであります。

観光は新たなニーズに素早い対応が望まれる業種とも言えます。飯綱東高原の関連施設の一元化した管理を進め、新たな誘客や雇用の創出を図り、ひいては町の農業振興や人口増に結び付けてほしいと願っております。

以上申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（清水満） 本日の会議はこれで閉じ、令和元年第4回飯綱町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

閉会 午前11時 8分

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

11 番

12 番

13 番